

水道用粉末活性炭（ドライ炭）購入仕様書

（趣旨）

第1条 本仕様書は、埼玉県（以下「発注者」という。）が水処理に使用する水道用粉末活性炭（ドライ炭）の仕様について定めるものであり、納入者（以下「受注者」という。）は、契約書に定めるもののほか、本仕様書に従い、これを履行しなければならない。

（品質）

第2条 受注者が、発注者に納入する水道用粉末活性炭（ドライ炭）は品質管理された原材料を用い、製造工程及び製品についても品質管理されたものであること。

2 製品の品質は、以下の規格のいずれにも適合するものであること。

（1）規格1

水道施設の技術的基準を定める省令（平成12年厚生省令第15号。以下「省令」という。）第1条第16号に基づく基準を満たすものとする。

なお、最大注入率は100mg/Lとする。

（2）規格2

項 目	規 格
フェノール価	25 以下
ABS価	50 以下
メチレンブルー脱色力 mL/g	150 以上
よう素吸着性能 mg/g	900 以上
pH値（1%懸濁液の浸出液）	4～11
塩化物イオン %	0.5 以下
電気伝導率（1%懸濁液の浸出液） μ S/cm	900 以下
乾燥減量 %	5 以下
ふるい残分（ふるい目開き75 μ m） %	10 以下

評価は日本水道協会規格 JWWA K113：2005-2 に基づくものとする。

（3）規格3

項 目	指 標 値
2-MIB価	5 以下

試験方法は日本水道協会規格 JWWA K113：2005-2（参考）に基づくものとする。

3 受注者は、契約締結後、発注者に、製造業者が製造する水道用粉末活性炭（ドライ炭）が省令第1条第16号別表第1に掲げる項目に適合することを証明する第三者機関による成績表を初回納入時まで提出しなければならない。ただし、日本水道協会等の認証機関による品質認証を受けた薬品については、水道用薬品類の評価のための試験方法ガイドラインに基づく試験を省略することができる。その場合には認証を受けたことを証明する書類等を初回納入時まで提出しなければならない。

（品質検査）

第3条 受注者が、発注者に納入する水道用粉末活性炭（ドライ炭）の品質検査は、次項のとおりとする。

2 発注者は、製品の品質確認のため、随時製造業者の工場、倉庫又は納入場所等において試料を採取し、品質検査を行うことができる。

なお、発注者による試料の採取が困難な場合には、受注者が試料の採取を行い、これを発注者に

提出すること。

- 3 受注者は、前項の検査の結果が不合格となった場合には発注者の指示に従い、受注者の負担で交換又は引取りなどの措置に応じなければならない。

(製造方法)

第4条 受注者が、発注者に納入する水道用粉末活性炭（ドライ炭）は、すべて植物性のものを原料とし、水蒸気賦活したものとする。

受注者は、契約締結後、直ちに発注者に、納入品の製造方法（原料、賦活法、製品化等）について明記したものを、発注者に提出しなければならない。

また、製造方法に変更が生じた場合は、納入前に発注者と協議しなければならない。

(納入)

第5条 受注者は、発注者の指定する日時、数量、場所及び方法で納入しなければならない。その際、製品の製造元が発行する分析表を提出するものとする。ただし、日本水道協会等の認証機関による品質認証を受けている場合は、認証を受けたことを証明する書類等を提出するものとする。

また、納入の際に、発注者の指示に従い、事故防止に努め、適正な取扱いを行うこととする。

- 2 納入に際し、受注者はタンクローリー車により、発注者の指定する貯蔵庫まで空気圧送する。納入及び小運搬等に必要となる費用は受注者の負担とする。
- 3 納入は埼玉県生活環境保全条例に適合したタンクローリー車によるものとし、地方税法及び埼玉県生活環境保全条例に違反する軽油等を使用しないこと。

(納入場所及び納入予定数量)

第6条 納入場所及び納入予定数量は次のとおりとする。

納入場所	住所	納入予定数量
大久保浄水場	さいたま市桜区宿 618	777 t
吉見浄水場	比企郡吉見町大和田 198	153 t

納入数量は処理水量、水質等の状況により変動する。

(納入期限)

第7条 納入期限は、令和7年4月1日から令和7年9月30日のうち、発注者が指示する日時とする。

(契約数量の表示)

第8条 契約する水道用粉末活性炭（ドライ炭）の数量は、乾燥重量に換算したものとする。

また、納入数量は、製品の乾燥減量を5%とみなして、納入日ごとに算出する。その際1kg未満は切り捨てるものとする。

(計量)

第9条 納入品の重量は、原則発注者が行う計量によるものとする。ただし、発注者が計量できない場合は、次項の書類による。

- 2 納入の際、受注者は発注者に以下のいずれかの書類を提出すること。
 - (1) 計量証明事業者の計量証明書。
 - (2) 計量法に基づく都道府県知事が指定した適正計量管理事業所の計量伝票。
- 3 前項の適正計量管理事業所の計量伝票を提出する場合は、あらかじめ適正計量管理事業所である

ことを確認できる書類を提出すること。

4 第2項の計量に当たっては、発注者が立ち会うことができる。

(補則)

第10条 受注者は、契約締結後、直ちに安全データシート（SDS）、製造事業者名、輸送事業者名及び緊急時の連絡先を記載した書面（担当者、昼夜の別を含む。）を発注者に提出するものとする。

2 受注者は、製品納入の一連作業において、発注者に損害を与えた場合、あるいは発注者の構築物を汚染又は損傷させた場合は、受注者の負担で弁償及び復旧しなければならない。

3 受注者は、水道用粉末活性炭（ドライ炭）の製造、運搬及び納入等に当たり関係法令等を遵守すること。

4 本仕様書に疑義がある場合、又はこの仕様書に定めのない事項で必要なものについては、発注者、受注者協議の上定めるものとする。